

お知らせ

パート III

凡例 随日時 随会場 随内容 随対象 随定員 随参加費 随申し込み 随問い合わせ 随ホームページ 随メールアドレス 随その他 随携帯電話

国保・年金

国民年金保険料の免除制度

国民年金には、収入が少ないなど、保険料を納付することが困難な場合に、申請により保険料の納付を免除・猶予される「保険料免除制度」があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が納められなかった状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があるにご注意ください。

いる人で、継続審査を希望した人は、申請書を提出する必要があります。

●手続きに必要なもの：国民年金手帳または基礎年金番号の分かるものと印鑑。
※平成23年1月2日以降に印西市へ転入した人や、失業などにより免除が必要な人は、事前にお問い合わせください。

●特別徴収されている人：7月29日(金)に発送。
●普通徴収の人：7月15日(金)に発送。第1期分の納付期限は8月1日(月)までです。
※10月から特別徴収が始まる人は、第1期から第3期分は普通徴収となります。

後期高齢者医療保険料の通知

保険料に関する通知を7月に送付しますが、特別徴収(年金から天引き)されている人と普通徴収(納付書により納付)の人では、次のとおり発送日が異なります。

免除は、申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得を基に、猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得を基に日本年金機構で審査し、決定されます。

平成23年度の免除などの受け付けは7月1日から開始され、7月から平成24年6月の期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年必要です。ただし、7月に申請する場合は、平成22年7月から平成23年6月までの期間(前一年間分)について申請することができます。7月に前一年分の免除なども申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

らず、普通徴収となる人は次に当てはまる人です。

●年金額が一定額未満の人。
●介護保険料と合わせた保険料額が特別徴収対象年金額の2分の1を超える人。
●年度途中で75歳になった人や転入された人。

●20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人は所得状況届の提出が必要

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人の所得状況届および所得状況届のついた診断書は、今月末までに市国保年金課高齢者医療年金班まで提出してください。

所得状況届には、所得の審査が必要になっていきますので、ご家族の扶養になっていない人で、申告がお済みでない人は、申告が必要です。

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新

「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日からの被保険者証は、今月中に簡易書留で発送します。

なお、平成22年中の所得の状況によって、8月1日から窓口での一部負担金の割合が変更になる場合があります。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】

現在お手持ちの認定証の有効期間は被保険者証と同様7月31日(日)となっています。現在認定証をお持ちの人で、8月から引き続き該当する人には今月中に被保険者証とともに郵送します。

国民年金課高齢者医療年金班。年金相談所

年金請求手続きや加入記録の確認、厚生年金に関することなどの相談所を開設します。

●社会保険労務士(年金相談員)がみなさんのご相談に応じます。年金相談を希望する人はお早めにお申し込みください。
●7月28日(木)：午前10時～午後3時15分。
●場内役所会議棟。定8人。
●7月11日(月)までに左記まで(先着順)。

●国民健康保険被保険者証の更新
現在使用している「国民健康保険被保険者証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)からの被保険者証は、7月末までに簡易書留郵便で郵送します。古い被保険者証は回収しますので、各保健センターや出張所の窓口へ返却してください。

●【入院前に申請を】
入院するときに減額認定証を被保険者証とともに医療機関窓口で提示すると、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。この認定証を提示しなかった場合、医療機関の窓口で従来どおり支払い、後日、自己負担限度額を超えた分を高額療養費の給付を受けることになり、一時的に高額療養費を立て替えていただくこととなります。

●【保険証裏面を臓器提供意思表示欄へ変更】
臓器移植法の改正により、臓器提供の意思表示の普及を目的に、8月1日(月)から使用する保険証から臓器提供意思表示欄を設けました。

臓器移植は、病気や事故によって臓器の機能が低下し機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供できるようになりました。

度額までとするため、入院前に申請するようにしてください。(手順)

①入院が決まる。
②国民年金課へ認定証の交付申請をする(印鑑・被保険者証持参)。

③認定証の交付を受ける。
④入院時に認定証を病院に提示して、限度額までを支払う。

●【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】
現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっています。8月1日(月)から引き続き必要な人は申請書の提出が必要です。

●【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】
現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっています。8月1日(月)から引き続き必要な人は申請書の提出が必要です。

●【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】
現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっています。8月1日(月)から引き続き必要な人は申請書の提出が必要です。

●【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】
現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっています。8月1日(月)から引き続き必要な人は申請書の提出が必要です。

が天引き(特別徴収)されます。75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

●【納付方法】
★納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望される場合は、左記問い合わせ窓口まで申し出てくださいます。

●【申請期間】
7月29日を過ぎるとの申し出は、10月分の手続きに間に合いませんので、12月分以降の年金から中止となります。

●【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書発送と納期限】
7月15日(金)に平成23年度国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書(普通徴収)を郵送しますが、特別徴収(年金から天引き)の人は7月29日(金)に郵送します。

●【納付が困難な場合は、そのままと納付】
納付が困難な場合は、そのままにせず、左記窓口にて納付相談をお願いします。

●【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付を年金特別徴収から口座振替へ変更できます】
国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険税

が天引き(特別徴収)されます。75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

●【納付方法】
★納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望される場合は、左記問い合わせ窓口まで申し出てくださいます。

●【申請期間】
7月29日を過ぎるとの申し出は、10月分の手続きに間に合いませんので、12月分以降の年金から中止となります。

●【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書発送と納期限】
7月15日(金)に平成23年度国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書(普通徴収)を郵送しますが、特別徴収(年金から天引き)の人は7月29日(金)に郵送します。

●【納付が困難な場合は、そのままと納付】
納付が困難な場合は、そのままにせず、左記窓口にて納付相談をお願いします。

●【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付を年金特別徴収から口座振替へ変更できます】
国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険税

が天引き(特別徴収)されます。75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。